平成２１年（フ）第５７７号
兵庫県尼崎市昭和通５丁目186番地の２　クラウンハイム尼崎昭和通503、前住所地兵庫県尼崎市昭和南通５丁目73番地
債務者　大藪　明美
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５７８号
兵庫県尼崎市道意町６丁目29番地
債務者　大藪　順子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６３６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目26番30―105号
債務者　日髙　廣志
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６３７号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目26番地30―105号
債務者　日髙　美和
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７２７号
兵庫県西宮市六軒町５番14号
債務者　濵之上　守
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７７８号
兵庫県尼崎市今福１丁目１番28―103号、前住所大阪府茨木市目垣１丁目１番16号
債務者　奥田　勝弘
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７９７号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目109番地の33　蔵王ハイツ102号
債務者　鮫島マサ子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８２２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘１―29―30プチメゾン池田302、住民票上の住所兵庫県高砂市中島１丁目18番47号
債務者　道林美代子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２７０号
鳥取県鳥取市富安１丁目129番地　シャン・ド・フルールＢ102号、旧住所鳥取県鳥取市国府町宮下1172番地２　ハイツＵｅｙａｍａＡ201号
債務者　花原　美鈴
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７８号
鳥取県鳥取市浜坂５丁目９番２―104号　県住104号
債務者　前田　広詞
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８１号
鳥取県鳥取市東今在家167番地２、旧住所鳥取県鳥取市卯垣156番地丸大荘
債務者　丸田　康宏
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９６号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿５区1842番地　定常範江方、住民票上の住所鳥取県東伯郡北栄町西園1011番地６
債務者　中川　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第９８号
鳥取県倉吉市小鴨1147番地の179
債務者　古田　浩一
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２０年（フ）第２５１号
鳥取県米子市古豊千615番地
債務者　野口由美子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１８６号
鳥取県米子市新開４丁目４番23号
債務者　飛田　純子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１９０号
鳥取県米子市古豊千615番地
債務者　野口　俊彦
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１９４号
鳥取県西伯郡南部町東町270番地８　若竹荘102号
債務者　竹中　典子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　鳥取地方裁判所米子支部